



2022/6/14 現在

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区アラート委員会活動規定

☐活動理念 ☐組織体制 ☐活動規定 ☐啓発活動 ☐緊急援助資金

☐活動理念

- ・ライオンズクラブが掲げる 「We serve 我々は奉仕する」のモットーを基に、自然災害における日本国内（地区内外）に対し人道支援を目的に活動する。
- ・被災地ファーストを守り「すべては被災地・被災者の為に」を念頭において行動する。
- ・被災準地区で取り決めされた災害支援受援プランに基づき後方支援を行う。
- ・各準地区に対し県社会福祉協議会や支援団体との締結を促進させる。
- ・各準地区に対し複合地区が行うべき啓発活動を行い日頃からの「備え」を行う。
- ・準地区のアラート規定の指針となる様、委員会の活性化を図る。

☐組織体制

第一項 役職名称・定数

336 複合地区におけるアラート委員会組織に関して下記の通りの役職名称と人員を定める。

委員長 1名

副委員長 2名

実動委員 4名

運営委員 4名

第二項 職務と任期

◆委員長

- 1) 一社) 日本ライオンズアラート委員会複合地区アラート委員を兼務するのが望ましい。
- 2) 被災地区の支援レベル判定に応じて複合地区後方支援対策本部の責任者を担う。
- 3) 災害レベル判定に応じて一社) 日本ライオンズアラート委員会への後方支援を要請。

- 4) 一社) 日本ライオンズアラート委員会での決定事項や最新の情報等を準地区に伝え、一社) 日本ライオンズアラート委員会とのパイプ役を担う。
- 5) 任期は上限 3 年とし再任は妨げない。
- 6) 複合地区内においてのアラート委員会活動の啓発事業としてフォーラム・セミナーを開催する。
- 7) 年数回アラート委員会を開催し、平時から組織の強化を目的として連携・啓発・実務シミュレーションを行う。

◆副委員長

- 1) 一社) 日本ライオンズアラート委員会 336 複合地区班長(または西日本統括リーダー)を兼務するのが望ましいが、経験や技能を含め適性があると認める場合はこの限りではない。
- 2) 委員長を補佐し後方支援活動を側面から支える。
- 3) 任期は上限 3 年とし再任は妨げない。任期終了後、複合地区アラート委員会アドバイザーを務める。任期は 1 年。
- 4) 被災地区に対して支援プランのサポートや活動におけるパートナー役として活動する。

◆実動委員

- 1) 準地区のアラート委員長が務め、一社) 日本ライオンズアラート委員会 336 複合地区副班長を兼務するのが望ましいが、経験や技能を含め適性があると認める場合はこの限りではない。
- 2) 任期は上限 3 年とし再任は妨げない。

◆運営委員

- 1) 災害時に物資調達・資金管理・経費管理等を行い災害対策本部の運営に重視する。
- 2) 任期は上限 3 年とし再任は妨げない。

☐活動規定

第一項 災害時における支援内容及び支援・受援体制（複合地区内での災害時）

- 1) 被災準地区のレベル判定により、複合地区アラート委員長、ガバナー協議会議長、複合地区アラート副委員長、実動委員、運営委員を招集し被災地区への複合地区後方支援会議を開催する。

※後方支援会議

・後方支援内容の取り決め

- ・活動資金及び支援に関わる費用予算の取り決め
 - ・複合地区後方支援対策本部設置の可否
 - ・本部設置に向けたプラン（場所・条件・費用等）の作成
 - ・災害規模が複数の地区である場合、被災地区ガバナーを招集し、後方支援プラン策定に努める。
- 2) 被災地区の打ち出すレベル判定に基づいて準地区より要請があった場合、一社）日本ライオンズアラート委員会委員長とも連携を図り後方支援を強化する。
 - 3) 支援活動の一環として受援活動も必要に応じて行う。
 - 4) 複合地区外での被災時、被災複合地区と連携をとり支援プランに基づき後方支援を行う。

※災害レベル：下記等およその被害状況の情報を得て判定

- ・家屋倒壊
- ・避難所数
- ・ボランティアセンター設置日
- ・行方不明者数

レベル 1（少人数のみに影響を与える緊急事態）クラブ・ゾーン・リジョンで対応

レベル 2（地域社会に影響を与える緊急事態）準地区又は複合地区で対応

レベル 3（数千の人々に影響を与える緊急事態）東西エリア又は全日本での対応

- 5) 被災地区への支援アドバイザーとして複合地区副委員長、実動委員を派遣する事が出来る。
- 複合地区緊急援助支援金が必要となる場合はガバナー協議会議長の了承を得て実行する。
- ※緊急援助資金委員会を開催（委員長：議長 委員：各地区ガバナー）

係る派遣に必要な旅費交通費は、ガバナー協議会議長の承認を得て複合地区運営費内旅費交通費から拠出する。

第二項 複合地区後方支援対策本部設置規定及び役割

- 1) 本部の最高責任者はガバナー協議会議長とし、運営責任者は複合地区アラート委員長とする。
- 2) 本部の設置にあたり、場所・条件・備品購入等の取決めは複合地区後方支援会議で取り決める。
- 3) 本部の人事は委員会で構成し委員長が運営プランを作成し議長の許可を得て運営する。
- 4) 支援金の受入れ口座開設に関しては、議長と協議の上必要に応じて開設するが、基本的に準地区の受入れ口座を主とする。

- 5) 災害レベル3以上（一社）日本ライオンズアラート委員会・複合地区アラート委員会の後方支援が必要時）の場合、アラート委員長はガバナー協議会議長の許可を得て一社）日本ライオンズアラート委員会の後方支援策定会議に参加し、被災地の現状を報告し的確かつ効果的な後方支援が行えるよう努める。
- 6) 本部は一社）日本ライオンズアラート委員会からの支援をより効果的にする為に、常に情報発信し被災地ファーストを心がける。また準地区が申請する LCIF 交付金の申請手続きのアドバイス等を行う。
- 7) 支援金・物資等は被災地区災害支援対策本部での取りまとめとなるが、複合地区で直接取り扱う支援に関しては活動終了時委員会にて報告をする。
- 8) 複合地区緊急援助資金を支出した場合、収支決算報告書を作成し複合地区アラート委員会内で内容を精査し、ガバナー協議会・役員連絡会議へ報告する事とする。

収支決算書作成にあたり監査役を最低2名選任する。（例 ガバナー協議会会計・複合地区監査）

第三項 支援・受援活動における禁止事項

- 1) 他準地区・他複合地区からの物資及び支援金は災害支援以外の目的に使用してはならない。
- 2) 支援金・物資の協力は委員会の名以外では要請してはならない。

☐ 啓発活動

第一項 アラート普及活動

- 1) 336 複合地区内準地区アラート委員会に対し活動理念・規約・組織を浸透させ被災準地区の活動が円滑に出来る様務める。
- 2) 複合地区主催のアラートフォーラムを年に一回開催する。

第二項 社会福祉協議会・災害支援団体との提携

- 1) 準地区と県・市・町・村レベルの災害協定締結を促進させる。
- 2) 社協だけではなく必要と応じた災害支援団体との災害協定も締結可能とする。
- 3) 災害協定締結後もお互い密に連絡の取れる関係性を構築するよう促進させる。

第三項 活動内容と予算経費

- 1) 必要経費はガバナー協議会議長に使用目的を報告し複合地区運営費予算内で実行できるものとする。

□緊急援助資金

第一項 実行と報告義務

- 1) 336 複合地区アラート規定活動規定第一項 4) 災害レベル判定に基づき支援プランを作成し必要に応じて支出する事が出来る。
- 2) 他複合地区内で発生した災害に対し他複合地区から支援金要請があった場合上限 200 万円を限度額として支出する。
- 3) 上記以外に準地区から支援金要請があった時は 100 万円を限度として支出するか、あるいはクラブ会員の自主的寄付金によって対応する。
- 4) 全ての支出に関しガバナー協議会議長の承認が必要となる。
- 5) それぞれの支出額は複合地区アラート委員会で取りまとめ、ガバナー協議会議長の承認を持って支出する。 但し、その後のガバナー協議会及び役員連絡会議で報告するものとする。
- 6) 激甚災害指定の災害時は災害規模に応じてガバナー協議会議長と協議のうえ拠出額を要検討し支出する。

第二項 積立

- 1) 複合地区緊急援助資金積立が支出により 1000 万円を下まわった場合には次期において特別会費の徴収を次期ガバナー協議会議長が考慮する。

※336 複合地区緊急援助資金規定より抜粋

2.資金の調達

- (3)「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を 1,000 万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

第三項 禁止事項

- 1) 他の科目への流用は認められない。特別な事由で流用する場合はガバナー協議会の承認を得るものとする。

第四項 管理

- 1) 336 複合地区緊急援助資金積立金の支出に関する基準は 336 複合地区アラート委員会活動規定に追記する。
- 2) 336 複合地区特別会計での口座開設とし管理（入出金・決算）は複合地区会計とする。

災害シミュレーション

一社) 日本ライオンズ
アラート委員会

災害発生

現地視察

災害支援受援活動会議

被災地区レベル判定

災害支援対策本部設置

準地区・複合地区
アラート委員会

災害発生

支援活動会議
(準地区)

被災地レベル判定
(準地区)

災害支援対策本部設置
(準地区)

複合地区
後方支援会議

複合地区
後方支援対策本部設置